

北里大学P P A 共済制度に関する規則

第1条 この制度は北里大学P P A会則第2条、第3条の目的に則り、学生の福利厚生を図るため、大学管理下における学生の正課教育外活動中の災害に関して必要な相互扶助を行い、もって大学教育の円滑な実施ならびに振興に資し、福利増進を図ることを目的とする。

第2条 この制度は北里大学P P A正会員をもって会員とする。

第3条 この制度に関する業務は北里大学P P A共済担当委員会が行う。

第4条 この制度は第1条の目的を達成するために次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 北里大学の学生の課外活動中における不慮の事故ならびに学内における正課教育外活動中の不慮の事故による負傷・疾病・死亡に対する見舞金に関すること。

(2) その他

第5条 この制度に要する予算はP P A予算によってまかなう。

第6条 給付に関する細則は別に定める。

第7条 この規則は平成6年5月29日より施行する。